

佐賀県訓令甲第10号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（令和5年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の佐賀県公印規程に基づき承認を受け、又は登録されている公印については、この訓令による改正後の佐賀県公印規程に基づき承認を受け、又は登録を受けたものとみなす。</p>

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。